

「令和8年度一般参加型景観啓発事業」に関する業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度一般参加型景観啓発事業

2 委託業務の目的

以下、2点を目的とする。

- ・様々な個人及び団体がより気軽に楽しく景観形成活動に参加できるよう、多様な発想に基づく参加方法を提示し、これまで景観形成活動に参加する機会の少なかった県民が主体的に景観活動に関与するきっかけを創出する。
- ・これにより、県内にある様々な美しい景観の意義を県民等が実感し、景観づくりの創出・活用における新たな関わり方を発見する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 委託業務の内容

(1) 企画

提案するイベントは以下の内容を踏まえたものとする。

- ① イベントの名称、開催場所の選定
 - ・会場に関する日程調整等は、提案者で実施すること。
 - ・会場費は本業務委託費用に含むものとする。
- ② 開催場所は提案によることとするが、宮崎県景観形成支援補助金を活用できておらず、美しい宮崎づくり活動団体登録が少ないことから、県北エリア（門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町）、県西エリア（小林市、えびの市、三股町、高原町）、西都・児湯エリア（西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町）、県南エリア（串間市）のいずれかにおいて1回以上開催することが望ましい。
- ③ 開催回数は、1回以上とすること。
- ④ イベント内容
 - ・テーマは「美しい宮崎づくり×○○」とする。（別紙参照）
 - ・なお、詳細な内容については、提案によるものとする。
 - ・原則、ワークショップ形式（実際に作業を体験する工程があるもの）とする。
 - ・なお、提案によって異なる内容も可とする。
 - ・イベント1回当たりの参加者数は30名以上を目標とすること。
- ⑤ 開催時期は受託者の判断とし、実施するイベント内容に変更がある場合は協議によるものとする。

(2) 運営管理

- ① 参加者募集、参加申込受付、管理、連絡調整
 - ・申込受付方法の設定は、メール及びFAXを必須とし、その他の受付方法は受託者の提案とする。

- ・開催が中止になった場合等の参加者への連絡等
- ・事業者（開催地周辺の企業等）に対するイベント等参加の働きかけ
- ② 開催準備
 - ・会場、材料、道具等の準備
 - ・イベント等当日のタイムスケジュールの作成及び人員配置表の作成
- ③ 会場設営
 - ・イベント等ではワークショップ（実際に作業を体験する工程があるもの）を実施するため、事故等防止への適切な措置を講じること。
- ④ 当日の運営
 - ・受付、司会進行、参加者の誘導
 - ・イベント等が円滑に進行されるよう、適切な人員配置に留意すること。
- ⑤ イベント等に関するアンケートの作成、配布、回収、集計
 - ・アンケートの内容は県と協議のうえ決定する。
 - ・イベント等当日に参加者に配布する。
- ⑥ その他イベント等の開催にあたり必要な業務
- (3) イベント等の周知
 - ・SNS等を活用し広く県民に周知する。
 - ・イベントについては、チラシの作成及び配布も行う。
- (4) イベント等に係る問合せへの対応
 - 応募方法やイベント等の内容に関する県民等からの問合せに対し適切に対応する。

5 業務の成果報告

業務が完了したときは、直ちに下記に掲げる成果品及び報告書を県へ提出する。

- (1) イベント等の開催状況（写真を添付すること）
- (2) アンケートの集計結果（アンケートは原本を提出すること）
- (3) 協議記録（協議があった場合のみ）
- (4) その他業務の実施状況
- (5) (1)～(4)の電子データ（CD-ROMとする）

6 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 業務は、県との調整の中で業務内容の変更等があり得る。それに伴う仕様の変更等については、必要に応じて受託者と協議の上、対応することとする。
- (3) 本委託業務の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、県に帰属する。
- (4) 業務の遂行にあたり発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。また、事故等により発生した損害は受託者が処理するものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議の上決定する。